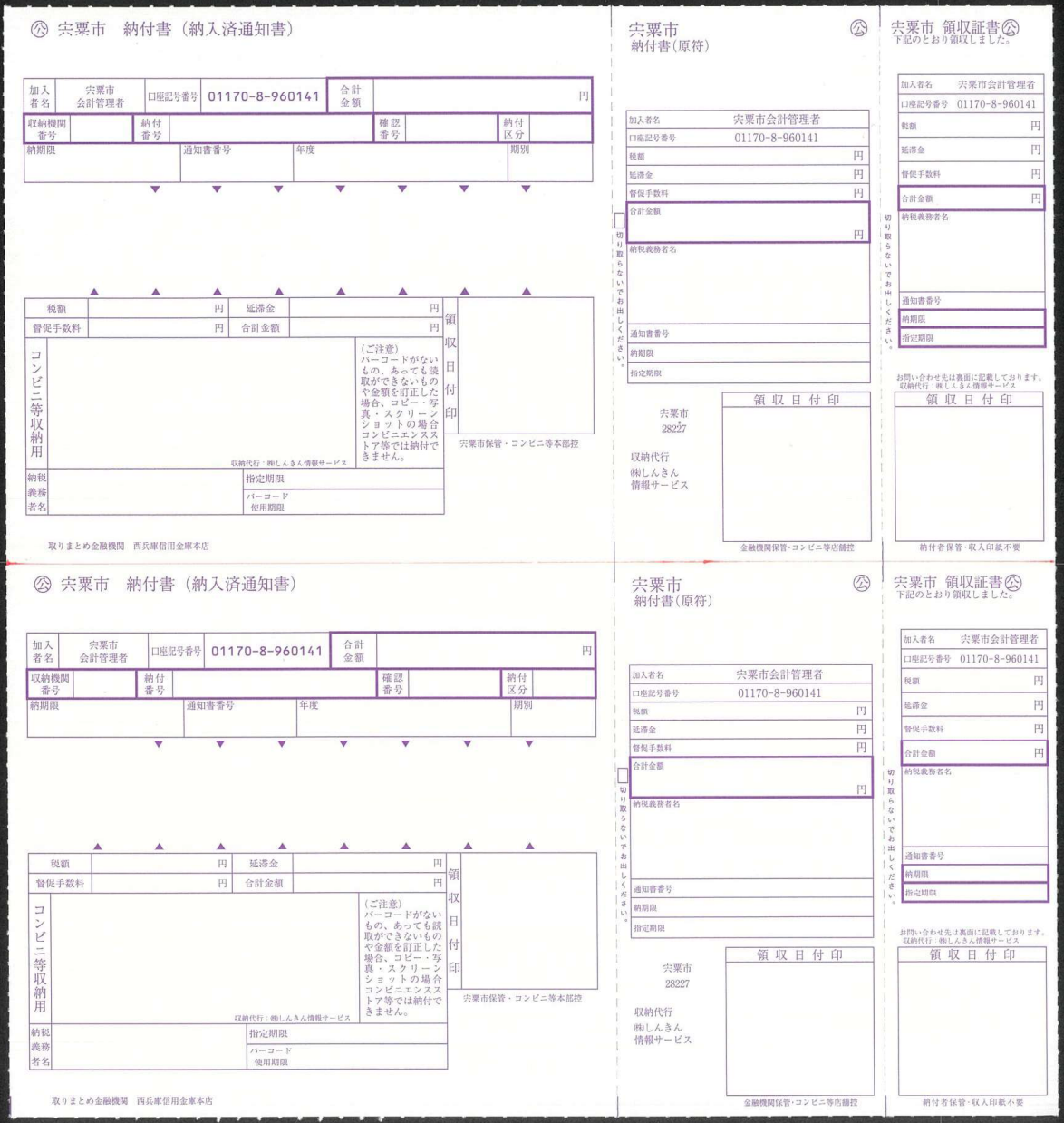
【表面／下左】



㊞ 宍粟市　納付書（納入済通知書）
宍粟市
納付書（原符）
宍粟市 領収証書㊞
下記のとおり領収しました。

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり6分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

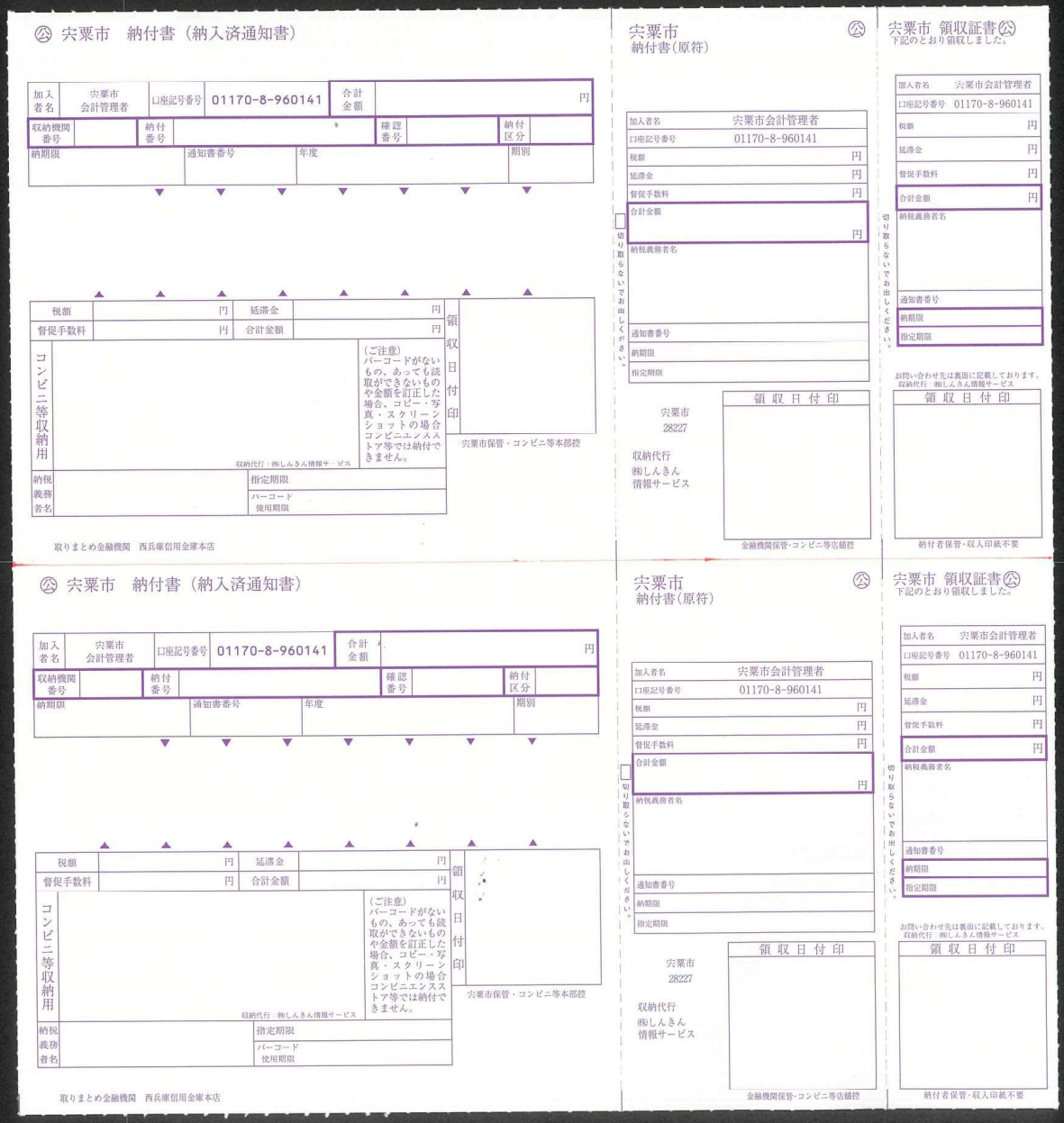
上左	上右
中左	中右
下左	下右

※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

【表面／下右】

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右



※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

【裏面／上左】

重要な手続きのお願い

固定資産税は、毎年１月１日（賦課期日）に土地、家屋を所有している方（登記名義人）に課税し、納税通知書を送付します。
このため、所有者が亡くなられていても、１月１日現在に登記簿に記載されている所有者名の納税通知書を送付します。

【必要なお手続き】
通常、法務局での所有権移転登記（相続登記）の手続きを行っていただくことになります。
この相続登記を今年中（12月31日まで）に完了されていれば、翌年度から相続された登記名義人に課税されます。
また、相続登記がなされるまでの間は、相続人の中から納税通知書、その他賦課徴収に関する書類を受け取っていただく代表者を届出していただく必要があります。

①市内にお住いの所有者が亡くなられた場合
　今年中に相続登記をされない方は、税務課に「相続人代表者指定届」の提出をお願いします。

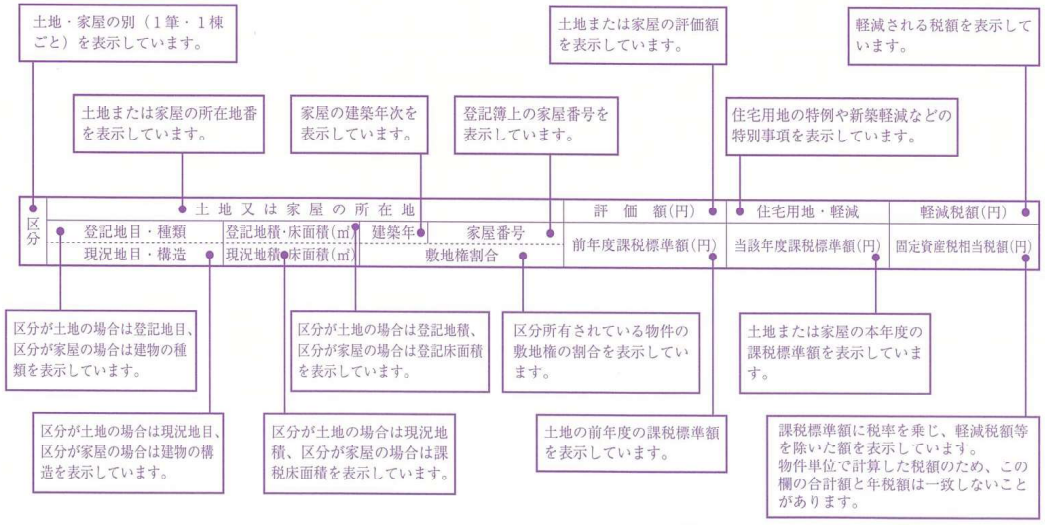
②市外にお住いの所有者が亡くなられた場合
　宍粟市では、所有者の死亡確認が出来ないため、税務課資産税係に必ずご連絡ください。
　「相続人代表者指定届」の様式を送付いたします。

◆市外にお住いの所有者の土地・家屋については、原則、登記簿に記載されている住所に、償却資産については、申告のあった住所に納税通知書を送付していますが、住所を変更され連絡がない場合、納税通知書をお届け出来ません。
必ず新住所をお知らせいただきますようお願いします。

◆令和６年４月１日から相続登記申請が義務化されました。令和８年４月１日から住所変更登記等が義務化されます。

宍粟市市民生活部税務課資産税係
連絡先　０７９０－６３－３１２４

課税明細書の見方については次のとおりです。



※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右

【裏面／上右】

この帳票はサイズが大きいため、見本を片面あたり６分割しています。実際の帳票に対する各ページの割当は下図のとおりです。

上左	上右
中左	中右
下左	下右

※裏面記載事項については、一部変更があります。
契約後に別途指示します。

課税の根拠・その他

1　課税の根拠
地方税法及び市税条例の規定により、市内に所在する固定資産に対し、表記の通り固定資産税が課税されます。

2　納税義務者等
固定資産税は、原則として毎年１月１日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課税されます。
ただし、賦課期日前に所有者として登記（登録）されている人が死亡している場合等には、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者となります。

3　審査請求
納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。（ただし、固定資産の価格の決定に対する不服についての審査請求をすることはできません。）

4　固定資産の価格に係る審査の申出
固定資産の価格は令和６年度の基準年度に見直され、次の基準年度（３年後）の見直しまでは原則として据え置かれますが、その間に土地の地目の変換、家屋の新築・増改築などの特別な事情により固定資産の価格が変わる場合があります。また、宅地及び宅地比準土地の価格について地価の下落等により価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなっております。
これらの場合、その価格に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に宍粟市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。

5　取消しの訴え
この処分に対する取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市長）を被告として提起することができます。ただし、固定資産の価格に関する場合には、前記の審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、宍粟市（代表者：宍粟市固定資産評価審査委員会）を被告として、地方税法第434条第２項の規定により、審査の申出に対する決定に対してのみ、この訴えを提起することができます。
また、これらの訴えは、前記の審査請求又は審査の申出に対する裁決又は決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求又は審査の申出があった日から３か月を経過しても裁決又は決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき止当な理由があるときは、裁決又は決定を経ないでも提起することができます。ただし、処分の日から１年を経過するとこれらの訴えを提起することはできません。

6　納期限までに納付しなかった場合
納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。また、法律の定めるところにより納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じた延滞金が徴収されます。

7　税率
固定資産税……1.4％

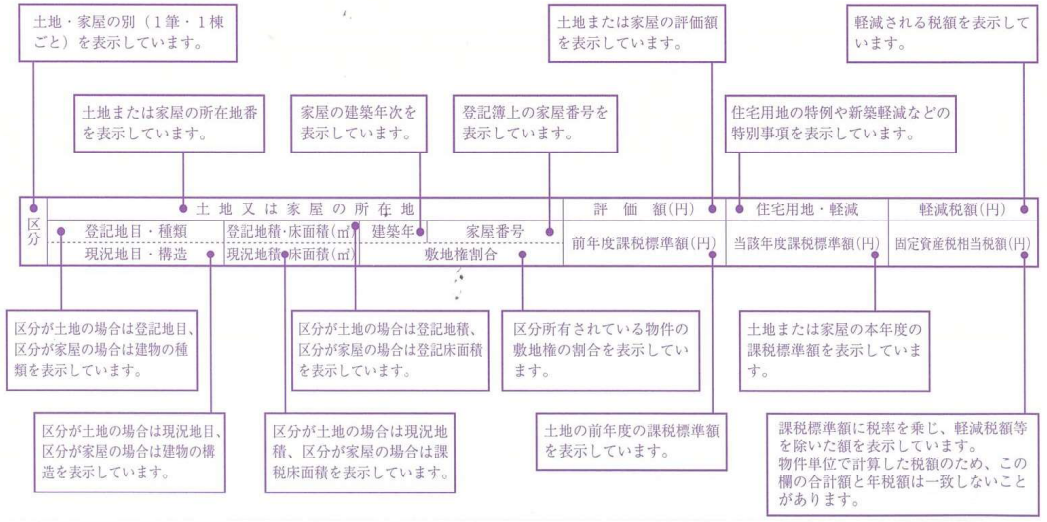
8　免税の範囲
固定資産税の免税の範囲は課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満です。

9　納付場所
市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局、全国のコンビニエンスストア（納付書裏面に記載しています）、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で取扱います。
税額等金額を訂正したものは受付できません。

クレジットカードによる納付方法（詳細は「F-REGI公金支払サイト」でご確認ください。）
○利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClubなど
○「F-REGI公金支払い」へのアクセス方法
パソコンから
↓
https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city/
QRコードから →
○手数料　納税額に応じた手数料が必要です。

スマホアプリによる納付方法
○利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPAY
○支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。
（各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。）
○コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。
※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

課税明細書の見方については次のとおりです。



※赤線部はミシン目加工
※各部の境目も同様にミシン目加工
※表裏による左右の反転に注意